

# 令和2年4月1日から 太陽光発電設備を設置する事業場は 環境保全計画書の提出が必要となります

～春日井市生活環境の保全に関する条例施行規則の改正～

春日井市では、工場等を設置する事業者の方へ「環境保全計画書」の提出を求め、環境への負荷の低減及び公害の未然防止を図るために、事前協議を行っています。

令和2年4月1日からは新たに次の条件を満たす「太陽光発電設備を設置する事業場」が「環境保全計画書」の提出及び事前協議の対象に加わります。

## 対象となる太陽光発電設備

次の両方に該当する事業場が対象です。  
(ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものは除きます。)

- 再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるもの
- 発電出力の合計が20キロワット以上のもの



出典：資源エネルギー庁HP

### 【問い合わせ先】

春日井市 環境部 環境政策課 環境企画担当

【住所】 〒486-8686 春日井市鳥居松町5-4-4

【電話】 0568-85-6216

【E-mail】 kansei@city.kasugai.lg.jp

## 改正の背景

大規模な未利用地などに設置される太陽光発電設備では、次の事象が想定されます。

- ▶敷地外へ濁水や土砂の流出
- ▶パワーコンディショナーからの騒音の発生
- ▶地盤面の土や砂など砂じんの飛散
- ▶太陽光発電所に降った多量の雨が下流の敷地へ流出

太陽光発電設備は、発電時に作業員が常駐していることは稀であり、これらの事象が生じた際に、対応の遅れが懸念されます。

このため、令和2年4月1日から、春日井市生活環境の保全に関する条例施行規則を改正し、環境への負荷の低減及び公害の未然防止等について、環境保全計画書による協議を行うこととしました。

## 「環境保全計画書」の提出

工事に着手する60日前までに環境政策課へ提出し、環境への負荷の低減及び公害の未然防止に向け事前協議を行ってください。

○環境保全計画書には、次の書類を添付してください。

- ▶付近見取図
- ▶敷地平面図
- ▶主要設備の配置図、仕様書  
(太陽電池モジュール、パワーコンディショナーなど)
- ▶排水・雨水経路図 など

○様式のダウンロードや記入方法については、次のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/seikatsujourei/index.html>

○事前協議の主な内容

- ▶濁水等の流出対策、施設稼働音対策など、公害の未然防止に関すること
- ▶砂じん対策、土砂等の流出対策など、資材の適正管理に関すること
- ▶事故時の対応、緊急連絡体制など、事故時の措置に関すること

## 周辺環境への配慮等

- ▶太陽光発電設備の稼働音、反射光などで周辺の生活環境を損なわないよう、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に従い適切に事業を実施してください。
- ▶太陽光発電施設の設置に際して、立地検討・設計段階において、環境面の課題に気づき、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組みを行うため、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に従い適切に事業を実施してください。
- ▶雨水の流出抑制については、春日井市建設部河川排水課（TEL0568-85-6361）と協議してください。